

村議会 3月定例会

3/7~3/12

こんなことが
決まりました

助役を2人制に!

▼助役の定数条例の制定

収入役の事務を助役が兼務することとし、助役の定数を二人(上席助役と次席助役)にすることについて条例を制定しました。

主査

◆助役の選任

次席助役に、榎屋伸夫総務課主任主査(四七)を選任しました。

ごあいさつ



次席助役・榎屋伸夫氏

このたび、深渡村長のご推薦をいただき、議会の皆さまのご同意を賜り、四月一日付で次席助役に就任致しました。身に余る光栄とその責任の重大さに、身が引き締まる思いでございます。土木課勤務を最初に、今回退職するまで二十九年間、大過なく勤務させていただきました。これも一重に住民の皆さまや先

た。任期は、四月一日から四年間です。

収入役は置かず 助役が兼務する

▼収入役事務の兼掌条例の制定

収入役を置かず、その事務を助役に兼ねさせるため、条例を制定しました。

新任教育委員に 沼田英雄氏任命

▼村教育委員会の任命同意

三月三十一日で退任する新沼敏哉教育委員の後任に、元普代中学校長(平成五年四月から平成八年三月まで)の沼田英雄氏(六〇)が任命同意されました。任期は四月一日から平成十六年三月三十一日までです。

道路・河川などの 災害復旧費に増額

減額分では、普代児童館建設工事請負費八百六十六万一千円、農林水産業費の水環境整備事業地元負担金九百二十二万五千円、農業振興費で普代ダム電気保守点検など委託料五百

▼一般会計の補正予算
補正額一億五千三百九十万円を減額し、歳入歳出(収入、支出)の総額をそれぞれ三十二億七千四百三十九万九千にしました。

歳入の主なものは、国庫補助金(国からの補助金)二千三百三十七万円、介護保険事務費交付金を諸収入で百七十八万円をそれぞれ増額し、村債(村の借金)五千六百万円を減額しています。

歳出の主なものは、総務費で財政調整基金積立金などの基金積立金に一千三百二十四万一千円、商工費から、休養施設事業特別会計への繰出金七百九十三万七千円をそれぞれ増額しました。

輩職員の方々の皆さまからのご指導の賜物と感謝申し上げます。もとより、浅学非才の身ではありますが、誠心誠意努めさせていただきます。皆さまのご指導、鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

住みよい社会の実現に 地域安全指導員決まる

▼普代村地域安全条例の制定

安全で住みよい地域社会を実現するため、普代村地域安全条例を制定しました。

普代ダムかんがい用水 使用料金決まりました

▼普代ダムかんがい用水使用料 条例の制定

水を利用した農業などの生産振興を図るため、普代ダムかんがい用水施設を設置しました。利用者の使用料は左表のとおりです。

普代ダムかんがい用水使用料

| 区 分 | | 年間使用料(円) |
|------------|---------------|-----------------|
| 畑地かんがい用 | 5 ha未満 | 5,000 |
| | 5 ha以上 10ha未満 | 9,000 |
| | 10ha以上 14ha未満 | 13,000 |
| | 14ha以上 20ha未満 | 17,000 |
| | 20ha以上 25ha未満 | 21,000 |
| | 25ha以上 30ha未満 | 25,000 |
| | 30ha以上 | 29,000 |
| 園芸施設(ハウス)用 | | 1 a 当たり 4,000 |
| そ の 他 | 雑用水用 | 給水栓1基当たり 2,000 |
| | 洗浄水用 | 給水栓1基当たり 10,000 |
| | ため池流水用 | 放流一戸当たり 10,000 |